

ประกาศที่ ป.5/2555 เรื่อง การขยายเวลายื่นคำร้องขออนุมัติตัดบัญชีส่วนสูญเสียดังกล่าวและเศษซากของวัตถุดิบและวัสดุ
จำเป็น

(非公式訳)

投資委員会事務局布告

第 Por.5/2555

件名：原材料および必要資材の破損部分および残存物の会計処分承認の申請
期限の延長

第 36(1)条に基づき免税で原材料および必要資材を輸入し、洪水によ
り損害を受け、まだ会計処分承認の申請を行っていない奨励企業を救援し、
その災難を軽減するため、

仏暦 2520 年（1977 年）投資奨励法第 13 条および第 36 条に基づき、
投資委員会に委任された投資委員会事務局は 2012 年 2 月 21 日付け投資委員
会事務局布告第 Por.1/2555 号件名：水害による第 36(1)条に基づく原材料およ
び必要資材の破損部分および残存物に関する条件および処分方法における会
計処分承認の申請期限を 2012 年 12 月 30 日に延長する。

有効日 2012 年 7 月 1 日よりとする。

布告日 2012 年 7 月 26 日

(アッチャカ・シーブンルアン)

投資委員会事務局長